

2025年 JMRC近畿 アベレージラリー共通規則書

第1章 総則

本共通規則は2025年に開催されるJAF近畿地域クラブ協議会（以下JMRC近畿と称する）アベレージラリーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、その指示する範囲において本共通規則より優先する。また、各競技会の競技参加者およびクルーは当該年度JAF国内競技規則およびその細則、当該年度JAF国内競技車両規則、JAFの公示、本共通規則および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公 示

FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、JMRC近畿共通規則および本大会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2025年JMRC近畿アベレージラリーシリーズ第〇戦
〇〇〇ラリー

第2条 競技種目

ラリー（四輪自動車によるリライアビリティラン）

第3条 競技会の格式

JAF公認：（準国内／地方／クローズド）格式競技
公認番号：2025-33〇〇号

第4条 開催日程

2025年月日（ ）～日（ ）の〇日間

第5条 開催場所および競技距離

〇〇をスタートする約〇〇km

第6条 競技内容

第1種アベレージラリー
コースの総距離 約〇〇km
路面の種類

第7条 オーガナイザー

JAF登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第8条 組織

【大会役員】 [必要に応じて記載]

【組織委員会】

組織委員長：

組織委員：

組織委員：

【競技会主要役員】

1. 競技会審査委員会

審査委員長： (JMRC近畿派遣)

審査委員： (組織委員会任命)

2. 競技役員

競技長： 副競技長：

コース委員長： 計時委員長：

技術委員長： サービス管理者：

救急委員長： 事務局長：

第9条 参加申込および問い合わせ先（大会事務局）

参加申込期間： 月 日（ ）～ 月 日（ ）

参加申込は、J A F公認ラリー参加申込書（J M R C近畿統一様式）に必要事項を正確に記入し申込期間内に行うこと。

3. 提出書類：
4. 参加料：
5. その他（サービス他、有料の場合には全て記載）
6. 支払い方法
7. 大会事務局：

住 所：

担 当：

電 話： E-mail：

第10条 保険

競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険（又は各種共済等）及び搭乗者保険（又は各種共済等）に加入すること。

- 未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。
- 当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず送付すること。

第11条 競技のタイムスケジュール

受付： 車両検査： 第1回審査委員会： ブリーフィング：

スタート（1号車）： ゴール（1号車予定）：

再車両検査（予定）： 表彰式（予定）：

第12条 賞典

第3章 競技参加に関する基準規則

第13条 参加資格

1. 競技参加者は当該年度J A F 競技参加者許可証を所持していなければならない。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
2. クルーは当該年度J A F 国内競技運転者許可証B以上を所持していること。但し、クローズド部門については、この限りではない。
3. クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許を所持していなければならない。ただし、オートマチック限定（A T 車限定）免許所持者については運転しないことを条件にマニュアル車のナビゲーターとして参加が認められる。
4. （削除）
5. 4. クローズド部門については、特別規則書に明記することにより当該自動車検査証の乗車定員内に記載された定員以内であれば乗車可能とする。但し、完走が認められる者は、ドライバー及びナビゲーターの2名とする。

第14条 参加車両

当該年度J A F 国内競技車両規則ラリー車両規定（R R N ・ R J ・ R F ・ R P N ・ A E）に従った車両で、下記の条件を満たすこと。

1. 純正又は車検対応マフラーを装着していること。
2. 非常用停止表示板（三角）1枚、非常用信号灯用具（発煙筒、赤色灯等）を携行していること。

第15条 参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大60台とする。申込台数が

60台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第16条 クラス区分

排気量区分なし

第 17 条 参加申込方法および参加受理

1. 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名）を入れること。
2. 競技会事務局に於いて、競技参加者の正式受理を決定し参加受理書で通知する。（eメール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。）
3. オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否をする権限がある。
4. 参加不受理の場合は、事務諸経費 2000 円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
5. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、ナビゲーターについては、競技会審査委員会が認めた場合は変更できる。
6. 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会 3 日前までに競技会審査委員会が認めた場合は変更できる。

第 4 章 競技に関する基準規則

第 18 条 競技会受付（参加確認）

競技会受付では、競技参加者許可証、参加受理書（発行した場合）、ドライバーおよびナビゲーターの運転免許証・競技運転者許可証・健康管理カード・JMRC 近畿個人会員証、ラリー競技に有効な自動車保険証書等必要書類を提示すること（加入が明確に確認できること）

第 19 条 書類検査および車両検査

1. 書類検査
2. 参加者は書類検査時に、参加車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項及び付帯書類）・自動車損害賠償責任保険証を提示すること。
3. 車両検査
4. 技術委員により参加車両の検査、マーキング・封印を行う。

車両検査の可否の最終的な判定は競技会審査委員会が決定する。

- 1) 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。

- 2) 出走前車両検査は第 14 条、第 30 条および保安部品、安全装備を重点的に行う。追加走行用前照灯、前部霧灯を使用する場合は出走前車両検査時に確認を受け、その状態を維持すること。
- 3) ラリー終了後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
- 4) オーガナイザーが指定・配布した競技番号（ゼッケン）及び J A F 公認競技会之証、広告は指定された位置に貼付けされなければならない。なお、競技中外部から視認できるように維持されていること。

第 20 条 チェックポイント（CP）

1. CP は CP 看板と白線にて明示し、看板は原則として進行方向の左側に設置され、その確認はクルーの義務とする。
2. CP には逆進入および並進入してはならない。並進入の場合、進行方向右側の車両は計時されない（CP 不通過）。
3. CP ではオフィシャルの指示に従い、チェックライン通過後、計時車付近で停止し、チェックカードの交付を受けること。また、計時車両付近で後退してはならない。
4. チェックカードの記入内容を確認の上、速やかに車両を前方に移動すること。
5. チェックカードの記入内容に関する訂正および再発行の請求は、計時を受けた CP 責任者（CP チーフ）に対して行うものとする。また、その際には後続車両の進行の妨げにならない位置に停車後、下車して行き、CP 役務を妨げてはならず、請求に要した時間は考慮されない。
6. CP は先頭スタート車の到着予定時刻 20 分前までに開設し、最終スタート車の到着予定時刻の 20 分後に閉設される。
7. CP チーフは、CP 付近での違反行為・ルールや指示の無視・著しい車体、保安部品および排気系統の破損・故意の時間調整を確認した場合、リタイヤ勧告またはペナルティを課す権限を有する。

第 21 条 パスコントロールポイント（PC）

ルート上に PC（指示速度変更地点）を設定し、指示速度を変更することがある。この場合の正解時間の計算は秒未満を切り捨てる。また、PC の確認はクルーの義務

とし、PCが目標物の場合は原則として進行方向の左側に設置されているものとする。

第22条 計時

1. オフィシャルの用意する時計（公共の電波等を用いて校正されたものに限る）によって計時される。
2. 計時は、車両の前輪の中心がチェックラインを通過した時刻を計測する。
3. CPにおける計時は、秒未満を切り捨てる。
4. CPのスタート時刻は、チェックカードに記入された時刻とする。

第23条 減点

原則として、各CP間において、正解所要時間と各クルーの所要時間の差、早遅1秒につき1点の減点とし、各CP間の減点を加算して合計減点とする。

第24条 ペナルティ

下記の行為をオフィシャルが確認した場合、その判断により次のとおりペナルティが課される。

1. 受付またはコントロールシート提出に遅れた場合、1分につき10点。
2. コントロールシートの計算誤りをした場合、1ヶ所につき10点。
3. サービスパークにおいて、サービス管理者の指示に従わなかった場合、1回につき60点。またサービス員がこの行為を行った場合、当該サービス員のサービス対象であるクルー全てがペナルティ対象となる場合がある。
4. 第28条罰則において課されるペナルティ。
- 5.

第25条 順位決定

合計減点とペナルティの和をもって総減点とし、総減点の少ないものを上位とする。総減点が同じ場合は下記の順により順位を決定する。

1. 減点0区間が多いもの。
2. ペナルティの少ない者。
3. 各区間の二乗減点の合計が少ない者。
4. 競技会審査委員会の決定による。

第 26 条 リタイヤ・競技の離脱

1. 競技会受付終了後、出走しない場合、また出走後、途中で棄権する場合は直ちに最寄りのオフィシャルにその旨を記した書面（リタイヤ届）をもって申告すること。提出が不可能の場合は電話等の手段で競技会事務局（大会本部）に連絡すること。
2. リタイヤまたは失格となり競技を離脱する場合は、直ちにゼッケン・ラリー競技会之証および競技関係貼付物を取り除くこと。

第 27 条 競技の中断、又は打ち切り

1. 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
2. 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還請求を行うことにより参加料は返還される。
3. 中止になった場合、参加料は返還される。
4. 競技の進行がすべてのクルーに対して、不可能になった場合または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中断を行う。
5. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中断により、クラスごとに採点される区間が異なる場合がある。

第 28 条 罰則

1. 競技参加者、クルー、サービス員などが、F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則、J A F 国内競技規則およびその細則、本共通規則書、競技会特別規則等に違反したときは、競技会審査委員会の裁定によりラリー競技開催規定細則（第 1 種アベレージラリー開催規定）第 7 条罰則により失格を上限とした罰則が適用される。
 - 1) 交通事故を起こしたとき。
 - 2) 道路交通法に違反をしたとき。
 - 3) リタイヤの申告をせずに競技から離脱したとき。
 - 4) 走行マナーおよび態度や品行に問題があるとき。
 - 5) チェックカード、もしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
 - 6) 車両規則違反が発見されたとき。

- 7) 参加車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が増えられたり、それらが失われたりしたとき。
- 8) 競技中にクルーまたは参加車両を変更したとき。
- 9) 参加者、クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
- 10) その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- 11) 参加者またはクルーがドライバーズブリーフィングに遅刻または欠席したとき。
- 12) 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則等に関する重大な違反があったとき。

2. JMRC近畿アベレージラリーシリーズとしての罰則（失格）

- 1) 各クルーのCP通過正解時刻に対し、15分以上の早遅着があったとき。
- 2) CP逆侵入、CP不通過によりチェックカードが発給されなかったとき。
- 3) 再車両検査を拒否したとき。

第5章 サービスに関する基準規則

第29条 サービス（整備作業）

1. サービス登録は所定の登録用紙にて申込むこと。
2. サービスを行う場所は競技会受付にて指示する。
3. サービスの範囲
 - (1) タイヤの交換
 - (2) ランプ類のバルブの交換
 - (3) 点火プラグの交換
 - (4) Vベルトの交換
 - (5) 各部点検増締
 - (6) 上記(1)～(5)以外にオーガナイザーが定める範囲
4. サービス実施後は必ず担当オフィシャルの確認を受けること。
5. 本条3の範囲以外に何らかのサービスを行う必要がある場合は、技術委員長の許可を得ること。

第6章 その他の安全規定

第 30 条 クルーの装備

安全ベルトは必ず装着し、オーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットを着用すること。

第 31 条 一般安全規定

1. オーガナイザーの指示のある区間はサイドウィンドウを閉じて走行すること。
2. 事故や何らかのトラブルにより停止した場合、非常用停止表示板・非常用信号灯を用いて後続車両に適切な合図を行わなければならない。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じないように留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつすみやかに進路を譲ること。

第 7 章 抗議

第 32 条 抗議

1. 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断するときは、抗議することが出来る。但し本規則に規定された参加拒否、又は競技役員が課した判定に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に文書に記述し、一件につき 21,200 円の抗議料を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。
3. 口頭及び連名による抗議は、一切受け付けない。
4. 競技中の過失または反則に関する抗議は、自己のコントロールシート提出時間内に行わなければならない。
5. 競技成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内に行わなければならない。
6. 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員長より口頭にて当事者に通告される。

第 8 章 損害の補償

第 33 条 損害の補償

1. 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が負わなければならない。
2. 競技参加者、クルーはJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してJ A F、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
3. 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第9章 規則の解釈および施行

第34条 本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の裁定を最終とする

第35条 本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
2. 本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、J A F国内競技規則およびその細則に従う。公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
3. 各規則発行後、J A Fによって決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上